

## 「町田さくらまつりからの暴力団排除に関する実行委員会規約」

### (趣旨)

第1条 この規約は、町田さくらまつりからの暴力団排除を徹底し、善良な市民に、開かれた、明るく健康的な祭礼等を提供し、伝統ある地域文化の発展に寄与するとともに、出店に関し必要な事項を定めることとする。

### (出店の許可)

第2条 出店申請者は、町田さくらまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の許可を受けるものとする。

### (許可の基準)

第3条 実行委員会は、出店申請者及び従事者が次に該当する場合には許可をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者
- (3) 用心棒代やみかじめ料等の名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行ったと認められる者
- (4) 居所不明、素行不良等、町田さくらまつりにおける出店者としてふさわしくない者
- (5) 当規約に接触する者

### (許可の手続き)

第4条 出店申請者は、町田さくらまつり開催の概ね1か月前までに、実行委員会が定めた様式により、個別に実行委員会に出店の申請をするものとする。

2 出店申込書には、本人の確認を行うために運転免許証等の公的な身分証明書を添付するものとする。

3 実行委員会は、出店を許可する場合は許可証を交付するものとする。

### (出店場所の指定)

第5条 出店場所の指定は、実行委員会の定める方法で公平に行うものとする。

### (名義貸し等の禁止)

第6条 出店許可証は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し、許可証の転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、許可を取り消すと同時に、以後の出店も認めないものとする。

### (許可の取消)

第7条 実行委員会は、出店の許可をした場合でも、次の各号に該当すると認めたときは許可を取消することができるものとする。

- (1) 第3条各号（許可の基準）に該当することが明らかになったとき
- (2) 暴力団員をテント内に立ち入らせたとき
- (3) 許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明したとき
- (4) 粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき
- (5) 第9条（出店者の遵守事項）の規定を守らず、実行委員会役員及び町田さくらまつり警備関係者の正当な指示に従わないとき

（許可証の提示）

第8条 出店者は、出店許可証をテントの見やすい箇所に掲示しておくものとする。

（出店者の遵守事項）

第9条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は、町田さくらまつりの品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと
- (2) 商品販売は、一般の市販価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- (3) 実行委員会の承認を得ることなく、出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと
- (4) 管理者の承認を得ないで、公・私人の管理する土地、建物、備品類等を使用しないこと
- (5) 出店場所へは、自動車、バイクをみだりに乗り入れないこと
- (6) ゴミは、出店者の個々の責任において毎日適正に処理すること
- (7) 出店申請者及び従事者は、常に実行委員会と連絡を取れるようにしておくこと

（撤去等の措置）

第10条 実行委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため、撤去等の必要な措置を取らせることができるものとし、出店者に損害が生じても実行委員会は何らこれを賠償ないし保証することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により実行委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

（管轄警察隊との連携）

第11条 実行委員会は、出店申請者及び従事者と暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、出店申込書、誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

（その他）

第12条 この規約に定めのない事項については、その都度実行委員会役員会において決定するものとする。

付則

本規約は、平成24年12月21日から施行する。